

大阪市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ & A (No. 1)

訪問型サービス

NO	質問	回答
1	生活援助型訪問サービスについて、1回当たりのサービス提供時間の設定はあるか。	特にサービス提供時間は設定していません。 地域包括支援センター等の介護支援専門員のケアマネジメントで利用対象者の自立した日常生活の支援を行う上で必要な時間数を設定していただくこととなります。 なお、生活援助型訪問サービスの報酬単価設定にあたっては、60分程度のサービス提供を想定して積算しています。
2	介護予防型訪問サービスの振分けのスキームについて、「認定調査票等の関係項目で特定の選択肢に該当」とあるが、「特定の選択肢」とは具体的にどのようなものか。	主治医意見書及び認定調査項目において、認知機能やコミュニケーション能力、身体介護の必要性を確認するために必要な複数の項目を想定しており、現在、項目等の検討を行っているところです。
3	総合事業実施前から既に介護予防訪問介護を利用している方は、介護予防型訪問サービスの利用が可能とされているが、生活援助型訪問サービスを利用したところサービス提供内容に満足がいかず、介護予防型訪問サービスの利用を希望した場合、振分の仕組みによる確認が必要となるのか。	総合事業実施前から既に介護予防訪問介護を利用している方については、引き続き専門的なサービス利用を補償する意味から、現行相当型である介護予防型訪問サービスの利用を可能としています。 したがって、総合事業実施前から既に介護予防訪問介護を利用している方については、振分の仕組みによらず、利用者の希望と介護支援専門員のケアマネジメントに基づき、介護予防型訪問サービス、生活援助型訪問サービスのいずれのサービスでも選択することが可能です。
4	生活援助型訪問サービスについて、サービス提供者が従来の訪問介護員から大阪市が実施する研修修了者等に変更になるということだが、従来の訪問介護員も当該研修を受講しなければならないのか。	生活援助型訪問サービスのサービス提供者については、従来の訪問介護員に 加え 、旧ヘルパー3級課程修了者又は本市が実施する研修修了者としています。 従来の訪問介護員が生活援助型訪問サービスの提供にあたっては、新たに研修を受講していただく必要はありません。
5	要支援認定を受けて介護予防型訪問サービスを利用している方が、認定更新時に認定更新せずに基本チェックリストの実施を選択された場合、介護予防型訪問サービスを引き続き利用できるのか。	基本チェックリストに該当した事業対象者は、介護予防型訪問サービスの利用対象とはしていません。 したがって、要支援認定を受けて介護予防型訪問サービスを利用している方が、認定更新時等に引き続き介護予防型訪問サービスの利用を希望される場合は、必ず要支援認定の更新申請を行っていただく必要があります。